

令和8年度県管理6ダム啓発動画制作業務仕様書

1 目的

本業務は、ダムの役割・防災機能・地域との関わり等について、県民の理解を深めるために、一般市民が理解しやすい形で啓発する動画を制作し、県民のダムへの理解促進と防災意識の向上を図ることを目的とする。

2 対象ダム

- (1) 鹿森ダム：愛媛県新居浜市立川町広瀬 645-3
- (2) 黒瀬ダム：愛媛県西条市黒瀬乙 158-6
- (3) 玉川ダム：愛媛県今治市玉川町龍岡下丁 1-17
- (4) 台ダム：愛媛県今治市大三島町宮浦 6367
- (5) 須賀川ダム：愛媛県宇和島市柿原乙 234-1
- (6) 山財ダム：愛媛県宇和島市津島町山財 4250

3 業務内容

当業務の目的を十分に理解し、以下の内容にて動画制作に係るすべての業務を行う。

内容	<ul style="list-style-type: none">○治水・利水としての役割を理解できる内容とすること・平常時や豪雨時等、降雨状況に応じた各ダムの治水の役割を理解できる内容とすること・各ダムの利水としての役割（上水道・工業用水・発電・農業用水）を理解できる内容とすること○ダムと地域との関わりを理解できる内容とすること○複数年かつ年間を通して使用可能な内容とすること
企画・構成	<ul style="list-style-type: none">○構成（案）① オープニング：ダムの概要、治水・利水の紹介等② 治水の役割：降雨によるダムの有無を考慮した河川の状況③ 洪水調節の仕組み：アニメーションを交えて、洪水調節や緊急放流の仕組みを紹介④ 地域との関わり：ダム湖周辺の自然やボートなど活用状況の紹介⑤ エンディング：県民生活の生命・財産を守る決意等○上記の構成（案）をもとに、絵コンテ等を用いて、企画・構成等を提案すること○構成については、提案内容をもとに発注者と協議のうえ、決定すること
素材・編集	<ul style="list-style-type: none">○適切なBGMやナレーションを使用すること○映像や文字を活用し、<u>小中学生から大人まで幅広く理解できる内容とすること</u>○動画素材に係る一切の費用等は委託業務に含むこと (撮影許可等の連絡調整、出演者及び各ダム管理事務所との調整等)○本県が無期限に二次利用が可能な動画を制作すること○動画で使用した素材の提供をすること
規格	<ul style="list-style-type: none">○各ダム7分程度の動画とすること
制作期間	<ul style="list-style-type: none">○履行期間による

- ・発注者の求めに応じて、随時内容確認及び修正等の協議を行うこと
- ・プロポーザルにおいて、本業務で制作する動画内容に類似した過去に制作した動画の QR コードを企画提案書に添付すること
- ・受・発注者間での校正データ等のやり取りは、原則として、USB メモリ等は使用せず、電子メールで行うこと

4 成果品の提出

- (1) 実績報告書 紙1部（カラー）
紙媒体及び電子データをそれぞれ提出すること
- (2) 動画一式
 - ① データー一式を DVD に格納し、納品すること
 - ② 動画データは、MP4、WMV、MOV の3種類のファイル形式で納品すること
 - ③ 作成したロゴやテロップ等のグラフィック素材は、再利用可能なデータ形式で納品すること（背景が透過された PNG 形式等）
 - ④ DVD の購入費用は、委託料に含める

5 秘密保持及び個人情報の保護

- (1) 本業務に関し、受注者が発注者から受領し、又は閲覧した資料等は、発注者の了解なく公表し、又は使用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。
- (3) 受注者（受注者の社員を含む。）が本業務において個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 本業務終了後も、(3)と同様とする。

6 その他

- (1) 関係法令を遵守し、発注者と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 受注者は、業務の一部を再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて発注者と協議し、承諾を得なければならない。
- (3) 受注者が本事業で制作した成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するもの）は、全て、発注者に帰属するものとする。
- (4) 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、双方が協議し、決定するものとする。